

健康牛の BSE 検査の見直しについて

〔 現状 〕

平成 13 年 9 月に国内初の牛海綿状脳症(以降 BSE という)感染牛が確認されて以降、と畜場における BSE 検査や牛の特定危険部位(頭部、せき髄、扁桃、回腸遠位部)の除去、生産段階での飼料規制(肉骨粉飼料完全禁止)などの BSE 対策を実施している。

健康牛の BSE 検査については、平成 13 年 10 月からと畜される全頭の検査を開始し、平成 25 年 7 月からは、検査対象牛の月齢を 48 か月齢超に引き上げて実施している。

BSE 検査結果(H13.10.18~H29.1.31)

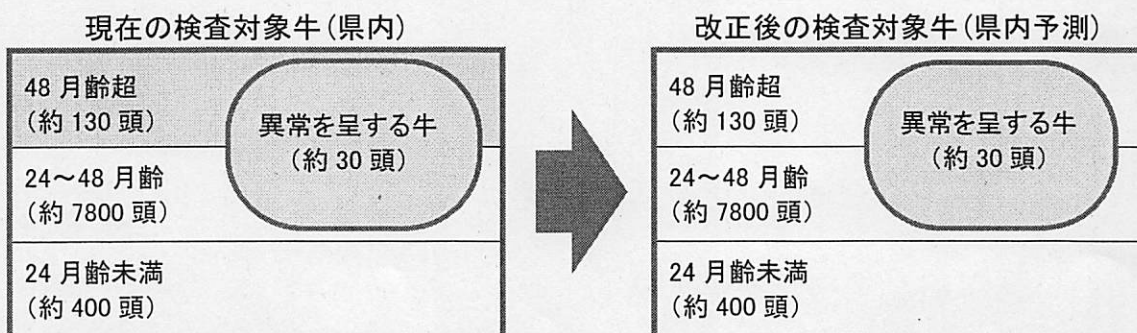
スクリーニング検査	確認検査	全 国	うち滋賀県
陰 性	===	15,024,006 頭	101,685 頭
陽 性	陰 性	150 頭	0 頭
	陽 性	21 頭	0 頭

〔 今回見直し経過 〕

- H27.12.18 : 厚生労働省が食品安全委員会に、健康牛の BSE 検査の廃止に係るリスク評価を諮問
- H28. 8.30 : 食品安全委員会から厚生労働省に、健康牛の BSE 検査を廃止しても人への健康影響は無視できる旨、答申
- H28.11.15 : 厚生労働省薬事・食品衛生審議会において審議
- H28.12.12 ~H29.1.10 : パブリックコメント募集
- H29. 2.13 : 厚生労働省令「牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則」を改正

〔 見直し内容 〕

- 平成 14 年 1 月に出生した 1 頭を最後に、以降 14 年間に出生した牛に BSE は発生していないことから、飼料規制の有効性が確認された。
- 国内でと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査を廃止してもリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。(食品安全委員会の健康影響評価)
- 平成 29 年 4 月 1 日から、全国一斉に 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査を廃止する。
なお、24 か月齢以上の異常を呈する牛^{*}の BSE 検査は継続する。
(^{*}生体検査で原因不明の運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の神経症状または全身症状を示す牛)




過去3年間の県内検査頭数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (H29.2.28時点)	年間平均※
と畜頭数	8,675	8,394	7,262	8,330
BSE検査頭数	137	134	87	122
異常を呈する牛	31	29	25	29

※平成28年度は11分の12を乗じたものを1年間とみなし計算。

これまでの国内対策の経緯

	BSE検査		特定危険部位の除去	その他の動き
	健康牛	異常牛		
平成13年9月	国内で1頭目のBSE感染牛確認			
平成13年10月	■全頭検査  厚生労働省が随時月齢引き上げるも、全自治体が独自に全頭検査継続 (OH17.8:21か月齢超 OH25.4:30か月齢超)		■除去・焼却義務付け ○頭部(舌・頬肉以外) ○せき髄 ○扁桃 ○回腸遠位部	■肉骨粉飼料完全禁止 ■死亡牛の検査
平成14年6月				■牛海綿状脳症対策特別措置法公布
平成16年2月			■せき柱使用禁止 (OH25.2:せき柱の使用禁止範囲を30か月超に変更 OH25.4:頭部(扁桃を除く)、せき髄の除去焼却範囲を48か月超に変更)	
平成25年5月				■OIE総会で「無視できるリスクの国」と認定
平成25年7月	■対象月齢を48か月齢超に引き上げ	■24か月齢以上の神経症状、全身症状等の異常を呈する牛		
平成29年4月	■廃止			